合併処理浄化槽の設置をお考えの方へ

生活環境課 暮らし情報 Information

このページに関するお問い合わせは生活環境課まで

町では、合併処理浄化槽を設置する計画がある方に対して補助金を交付しています。

事務処理上、補助金の総額を事前に把握する必要があるため、**平成29年度に補助制度を利用して合併処理浄化槽を設置する計画がある方**で、下記の要件に該当する場合は、期限までにお申し込みをされますようお願いします。

なお、制度についてご不明な点及び詳しい内容等につきましては、生活環境課環境衛生係までお問い合わせください。

平成29年度補助予定額

5人槽	352,000円
6人槽	441，000円
7人槽	
8人槽以上	588,000円

※平成29年度の補助額につきましては、国の補助基準の変更に合わせ、随時変更されることとなり、現在記載の補助額が保障されているものではありませんので、ご了承願います。

1．主な該当要件

①下水道計画区域（小平市街地、鬼鹿市街地、臼谷地区）を除く区域に設置するもの。

②個人の専用住宅で処理対象人員10人槽以下のもの。
（個人の店舗併用住宅は算定基準に定める人槽）

③浄化槽法に基づく知事登録をしている業者により施行するもの。

④浄化槽法に基づく設置の届出を提出すること。

⑤住宅を借りている場合は、賃貸人の承諾が得られていること。

2．申込期限

平成28年11月25日（金）まで

3．申込方法

電話によりお申し込みください。

4．申込先

生活環境課環境衛生係　☎56－2111（内線244・246）

浄化槽を適正にお使いいただくために

浄化槽を設置している方は、浄化槽「保守点検業者」による4か月に1回以上の保守点検と、浄化槽「清掃業者」による年1回以上の清掃が義務付けられています。

また、その保守点検や清掃が適正に行われているかを確認するため、北海道の指定検査機関【㈶北海道浄化槽協会】による年1回の法定検査を受けなければならず、これらの点検・清掃・検査の義務を怠ると罰則の適用があります。

◎問い合わせ先　生活環境課環境衛生係　☎56－2111（内線244・246）